インフルエンザ予防接種費用助成のお知らせ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　板橋区保健所予防対策課

　板橋区では、公害健康被害被認定者の方を対象に、インフルエンザ予防接種の自己負担金

の助成を行います。同封の請求書にご記入の上、領収書を貼付してご請求ください。

１．対象者　　　「公害健康被害の補償等に関する法律」による被認定者

２．助成額　　　インフルエンザ予防接種を受けた際の自己負担金額

　　　　　　　　※原則１回。医師の判断により２回受けた場合は２回分まで助成。

３．接種期間　　１０月１日から３月３１日まで

　　　　　　　　※過去の接種など、この期間以外は助成の対象外になります。

４．手続方法　　同封の請求書の裏面に領収書を貼付し、直接窓口に持参するか郵送で

　　　　　　　　下記までお送りください。

５．請求期限　　４月２日（必着）※期限を過ぎるとお支払いできません。

６．支払い　　　書類確認後、概ね１か月後にご登録の金融機関口座にお振込みします。

　　　　　　　　※昨年度振込み口座ではありません。登録がない場合はご記入ください。

　　　　　　　　※振込通知はお送りしておりません。ご了承ください。

【注意事項】　・領収書に、氏名、金額、インフルエンザ予防接種であることが記載され、

　　　　　　　　領収印があることを確認してください。

　　　　　　　・「予防接種済票」は領収書ではありませんのでご注意ください。

【問い合わせ先】

板橋区保健所予防対策課管理・公害保健係

〒173-0014　東京都板橋区大山東町32-15

電話　03-3579-2303